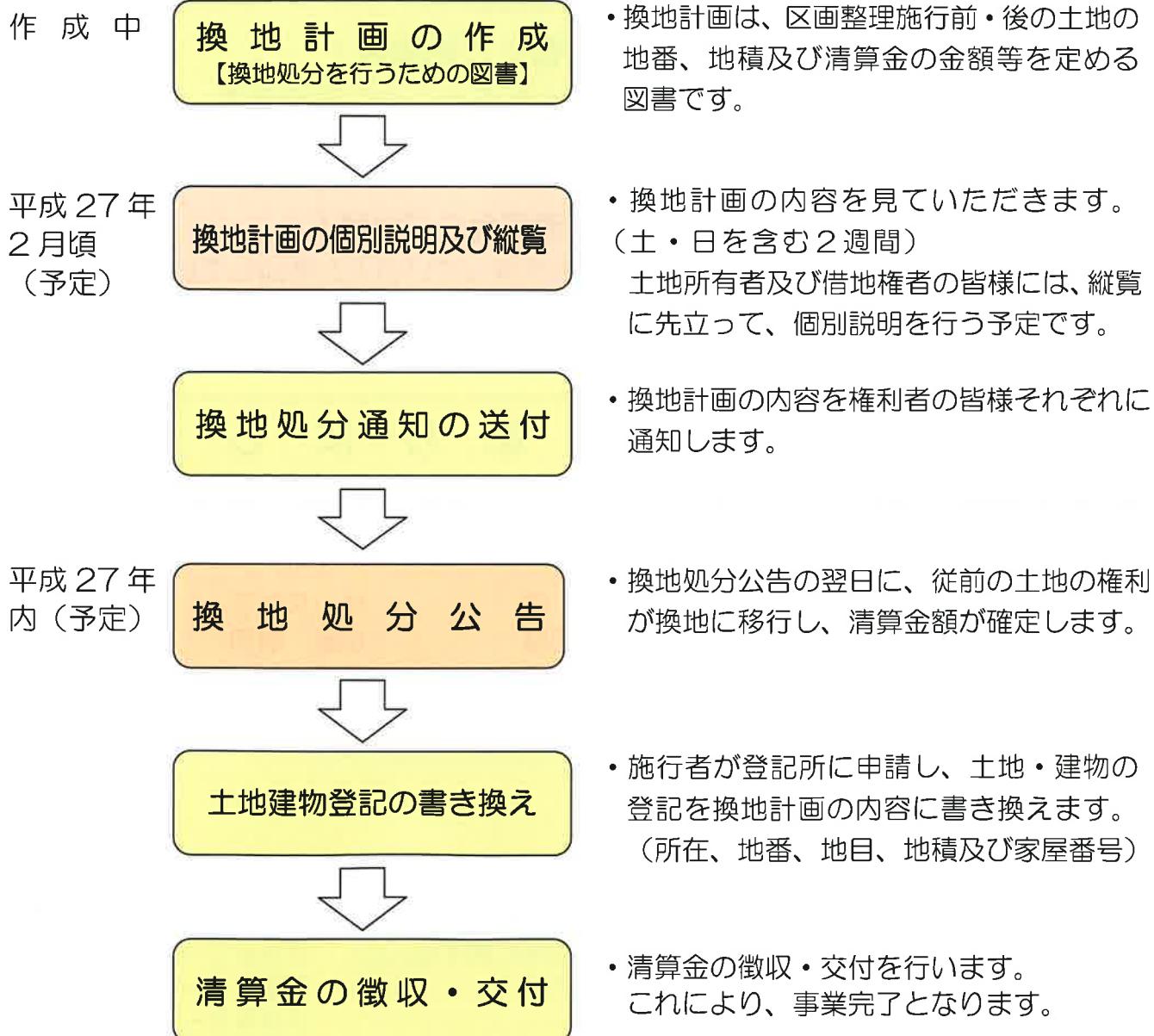
	田端	第41号 平成26年11月12日 東京都第二区画整理事務所 足立区千住東二丁目10番10号 第二区画整理事務所ホームページ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/dainikukaku/index.html
---	----	--

事業完了に向けて作業を進めています

地権者の皆様への仮換地引継ぎは終わりましたが、今後、換地処分公告を経た後、清算金の徴収・交付によって土地区画整理事業の完了となります。

現在、事業完了に向けて、換地計画（換地処分を行うための図書）を作成中です。今後の主なスケジュールは以下のとおりです。



評価員諮詢を行いました

土地評価に関する事項について、専門家である評価員に諮詢し、答申を得ました。諮詢した内容は、次のとおりです。

- 指數1個あたりの価格は、445円
(工事概成時<平成25年3月>の固定資産税路線価等を参照)
- 借地権が申告されている土地に係る権利価額割合は、借地権者70%、土地所有者30%（相続税路線価を参照。ただし、土地所有者と借地権者との連署による申出があった場合には、申出のとおり）

施行者からのお願い

●借地権の届出は、忘れずに！

次の場合には、施行者に届出を行ってください。

1 施行者に未申告の借地権がある場合

2 既に届出済の借地権に権利変動（移転・変更・消滅）があった場合

借地権の届出がないと、土地区画整理事業上は借地権がないものとして扱われます。

●分・合筆する場合は事前に施行者にご相談を！

施行前の土地を分筆すると換地も分割することになります。この場合、換地の地積・形状・清算金等に影響することがありますので、分筆する前に換地課田端換地係にご相談ください。

●土地や借地権を売買するときは、清算金にご注意！

清算金は、換地処分公告時点で土地を所有している人と借地している人が、徴収又は交付の対象になります。土地や借地権を売買する場合には、このことを契約の相手方に説明し、誤解のないように十分に注意をしてください。

職員の異動がありました

【平成26年4月1日付及び9月1日付】

(新)

(旧)

副所長兼管理課長

石原 健

林 久美子

工事課長

猪股 昭彦

小原 誠司

換地課田端換地係長

斉藤 哲

戸津 裕明

工事課工事係長

原中 宏円

坂井 則弘

事業についての問い合わせ先

第二区画整理事務所

管理課調査清算係（土地区画整理審議会に関すること）	3882-1654
換地課計画係（事業計画、建築行為の制限等に関すること）	3882-2142
換地課田端換地係（借地権の届出、仮換地証明に関すること）	3882-2143
工事課工務係（道路の掘削に関すること）	3882-1936
工事課工事係（土木工事に関すること）	3882-1972